

答申第59号

「毒物劇物農業用品目販売業登録更新申請書等の部分開示決定に係る
異議申立てに対する決定」についての答申

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が、「特定の店舗における毒物劇物取扱責任者を記載した申請書類」の開示請求に対して行った「毒物劇物農業用品目販売業登録更新申請書及び毒物劇物取扱責任者設置届（以下「本件公文書」という。）」に係る部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、毒物劇物取扱責任者の氏名（以下「本件争点部分」という。）を非開示としたことは妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関に対し、平成25年5月31日付けで、本件公文書について開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

本件請求に対し、実施機関は、本件公文書を特定し、平成25年6月3日付けで、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき本件処分を行った。

本件異議申立ての趣旨は、この本件処分により非開示とされた部分の内、本件争点部分は開示するとの決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 私の知りたい事項は、毒物劇物取扱者の氏名であるが、この部分については、個人に関する情報で、特定の個人が識別される情報であるため、条例第7条第2号に該当するとして、開示されなかった。
- (2) 本件公文書は、個人情報には当たらず、一般に公開すべき許可書に準じるものであり、ここに氏名の明記がないとするならば、その目的を達成する要件を満たす事は叶わず、この要件を欠いた届出書は、意味を成さない。よって、既述の理由により異議申立人の請求に対して、請求部分の開示を求めるものである。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 公文書の内容

毒物劇物農業用品目販売業登録更新申請書は、販売業の登録を受けた者が毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第4条第4項に基づき、登録の更新をする場合に都道府県知事に申請するものであり、登録番号及び登録年月日、店舗の所在地及び名称、毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名、申請者住所及び氏名などが記載されている。

毒物劇物取扱責任者設置届については、毒物劇物営業者が毒物劇物取扱責任者を設置又は変更したときに、法第7条第3項に基づき都道府県知事に届出を行うものであり、店舗の所在地及び名称、毒物劇物取扱責任者の住所、氏名及び資格などが

記載されている。

2 非開示決定の内容

本件公文書の住所及び氏名欄には、毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名が記載されており、これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであり、条例第7条第2号本文に該当する。また、次の理由により、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断し、非開示とした。

- (1) ただし書イの法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

法において毒物劇物取扱責任者の店舗での掲示義務は無い。また、営業者自らも公表はしていない。

- (2) ただし書ロの人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

法第7条で毒物劇物取扱責任者の設置義務が課せられているが、これは、毒物劇物営業者が、営業所又は店舗ごとに専任の毒物劇物取扱責任者を指名し、保健衛生上の危害を防止するための管理をさせているものであり、管理が不十分であると判断される場合にはいつでも責任者を変更できるなど責任の所在は営業者にある。したがって、毒物劇物取扱責任者の氏名を公表しないことにより人の生命、健康等を害するものではない。

また、法第7条第3項により毒物劇物取扱責任者の届出が規定されているが、これは、法第8条（毒物劇物取扱責任者の資格）に規定されている者が責任者となっているかを行政庁が確認するためのものであり、法において毒物劇物取扱責任者の店舗での掲示義務が無いことから一般的に公表すべき情報には該当しない。

- (3) ただし書ハの当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

公務員等ではない。

第4 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件公文書について

本件公文書のうち、毒物劇物農業用品目販売業登録更新申請書は、販売業の登録を受けた者が法第4条第4項に基づき、登録の更新をする場合に都道府県知事に申請するものであり、登録番号及び登録年月日、店舗の所在地及び名称、毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名、申請者住所及び氏名などが記載されている。

また、本件公文書のうち、毒物劇物取扱責任者設置届については、毒物劇物営業者が毒物劇物取扱責任者を設置又は変更したときに、法第7条第3項に基づき都道府県知事に届出を行うものであり、店舗の所在地及び名称、毒物劇物取扱責任者の住所、氏名及び資格などが記載されている。

3 具体的な判断

(1) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号イ、ロ又はハに該当する情報を除き、これを非開示情報として規定している。

(2) 条例第7条第2号該当性について

本件争点部分は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められるので、条例第7条第2号本文に該当するものである。

また、本件争点部分は、法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報ではないため、同号ただし書イには該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しないため、同号ただし書に該当しないと判断する。

4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年7月11日	諮問書の受理
平成25年8月8日	開示決定等理由説明書の受理
平成25年10月8日 (第235回審査会)	審議（経過等説明）
平成25年11月19日 (第236回審査会)	審議
平成25年12月17日 (第237回審査会)	審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
菊 池 昌 彦	株式会社下野新聞社取締役	
塚 本 純	宇都宮大学教授	会長
根 本 智 子	弁護士	
廣 木 昭 男	元県央高等産業技術学校長	会長職務代理者
堀 眞由美	白鷗大学教授	